## うきは市農業委員会第6回総会議事録

[開催日時] 令和3年8月10日(火)午後1時30分から

〔開催場所〕 るり色ふるさと館 研修室4・5

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について

議案第5号 非農地判断(非農地証明願い)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 土地改良届について

## (出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

委員 1 番 樋口 健次 9 番 樋口 美智子

2 番 佐々木 光則 10 番 家永 学

3 番 後藤 一善 11 番 尾花 里美

4 番 園田 忠行 12 番 堀江 清成

6 番 内山 良江 13 番 佐藤 和弘

7 番 後藤 義道 14 番 日野 吉光

8 番 髙浪 眞次

欠席委員 5 番 森 和正 15 番 中村 稔

(農業委員会職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第6回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業 委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致し ます。

議長 本日の議事録署名人は11番委員と12番委員です。よろしくお願いします。

議長 それでは議題に入りますが、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請 についてと議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については一連の 事業となっておりますので一括して審議いたします。事務局説明をお願いしま す。

(議案第1号・第2号上程)

事務局 (議案第1号・第2号説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の説明の通りです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろし くお願いします。

議長
それでは担当委員が私ですので説明します。

16番 申請地の周辺は宅地化が進んでいるような場所ですので特に問題ないと思います。しかし、事前着工しているような箇所も見受けられますので、そのあたりは 事前に手続きをしていただきたかったと思っております。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 譲受人と譲渡人の関係はどのようなものになりますか?

事務局 親族との事です。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号・第2号に賛成の方は挙手 を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します

議長 続きまして議案第3号 農地法第3号の規定による許可申請についてを議題と します。事務局説明をお願いします。

(議案3-1上程)

事務局 (議案3-1説明・朗読)

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

14番 譲渡人は遠方にお住まいで、自ら管理するのが難しいようです。ですので地元 に残っている弟に譲るという事でした。皆様のご審議をよろしくお願いしま す。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可します。

議長 引き続き議案3-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-2上程)

事務局 (議案3-2説明・朗読)

議長
それでは担当委員が私ですので説明いたします。

16番 譲渡人は遠方にお住まいで管理が困難なため、申請地の隣地を耕作している譲受人に所有権を移転したいという事です。農地の集積集約という点でもいいことだと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可します。

議長 引き続き議案3-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-3上程)

事務局 (議案3-3説明・朗読)

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

12番 譲渡人は施設に入所しており、数年前から土地の清算をしております。今回の 申請地は譲受人の所有地に隣接しており、きちんと管理もされているので問題 ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-3 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可します。

議長 引き続き議案3-4・3-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-4・3-5上程)

事務局(議案3-4・3-5説明・朗読)

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

1番 こちらの案件は以前よりお互いの話し合いで農地を交換して耕作していたようで、それを正式に手続きをし名義を変更するという事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-4・3-5に賛成の方は挙手 を求めます。 議長 全員賛成という事で許可します。

議長 引き続き議案3-6を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-6上程)

事務局 (議案3-6説明・朗読)

議長 本日担当委員の15番委員が欠席の為、事前に意見を伺っております。事務局 より代わりにお伝えします。

事務局 譲渡人の本業は会社員で兼業農家として営農されておりますが、中々手が回らないようで、営農拡大中である譲受人に譲り渡す話がついた様です。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-6 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可します。

議長 引き続き議案3-7を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-7上程)

事務局 (議案3-7説明・朗読)

議長 議案3-6同様、事務局より担当委員の意見をお伝えします。

事務局 譲渡人は高齢の為営農が難しいようで、譲受人が譲り受けるようです。また、 譲受人は後継者もいるようですので問題ないと思いますとの事でした。皆様の ご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案3-7に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可します。

議長 引き続き議案3-8を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-8上程)

事務局 (議案3-8説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 譲受人は小郡市の方で借地で野菜を栽培しており、自分の所有地が欲しいという事で今回の申請に至っております。また、イモ類を作るという事で伺っておりますが、現在、申請地は荒廃しておりまして、まずは再生作業からになるかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 担当委員が分科会長でしたので担当委員意見は省略します。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 申請地はかなり石が多い場所で、本当に畑として利用できるのかと心配しております。また、イノシシの好物であるイモ類を栽培するという事で鳥獣害の対策をしっかりおこなって頂かないと、近隣の農地にも影響がでてきますので、そちらの対策はどのようにお考えでしょうか?

分科会長 ご指摘いただいた内容はヒアリングの際にお伝えしております。石の問題については、小さいユンボを買ったようですので、そちらで整地してしていくようです。 鳥獣害の対策については囲い網や電柵等の設置を考えているようです。

局長 電気柵やワイヤーメッシュ等は市からの補助金の対象となりますので、それら の事業を活用していただき、対策していただけたらと思います。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-8 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可します。

議長 引き続き議案3-9を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-9上程)

事務局 (議案3-9説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 こちらの案件は木のオーナー制度を取り入れて管理等は譲受人が行い、収穫を オーナーしていただくという計画のようです。ただ、申請地は石が多く斜面で すので、ほとんどの作業を人力でするようになるかと思います。皆様のご審議 をよろしくお願いします。

議長それでは担当委員の説明を求めます。

8番 申請地は先ほど分科会長から説明があったように、申請地はとても機械が入れるような所ではありません。計画自体は悪くありませんし、やってみないと分かりませんが、万が一にオーナーが見つからなかった場合の事を考えると心配です。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 他に同じことをやっている方は市内にいらっしゃいますか?

事務局 私の知る限りではいません。

16番 以前、「Aが同じようなことをやっていましたが、今はどうでしょうか?

3番 もうしてないと思います。それ以前に必要な機械を持っていない人が果たして やっていけるのかなと思います。

7番 樹園地はどのような状態ですか?

8番 摘蕾・摘果や草刈はやっているように見受けられます。ただ、傾斜があります ので条件がかなり厳しいかと思われます。木の樹齢はだいたい約40年くらい ではないかと思われます。

12番 営農計画では約50本ほど植えるような計画になっているのに対して、駐車場は4台分しかないというふうに伺いました。その辺りはどのようにお考えなのでしょうか?

事務局 スマホアプリを使って来場管理を行い、混雑等を緩和させる予定のようです。

局長 以前の総会でもご説明させていただきましたが、新規就農には趣味レベルでやっていきたい方と専業農家としてやっていく方と2パターンあります。その中で今回の案件は前者にあたると思います。なかなか山間部は担い手が見つからない状況ですので、今回の譲受人のようにやる気があるのであれば市としても農業委員会としてもバックアップしていくべきではないかと思っております。

議長 新規就農という事でうきは市に農業者として参入してきた方で理想と現実のとのギャップから途中で離脱してしまう方がおられましたので、このように詳しい営農計画の提出とヒアリングを行うようにしております。とはいえども、人の手が入る方がいい状態は保てると思いますので、それらの事を踏まえて審議していただたらと思います。

局長 現在、普及センター・JA・レインボーファーム・市役所でアグリコネクト協議会というものを立ち上げて、柿園を中心に今後の農業経営の意向を伺い、次の担い手へつなげようという取り組みをしております。しかし、需要と供給のバランスがとれていないという事が現実ですので、同様に農業委員会の方でも次の担い手を探すという事も進めていくべきことも考えております。また、事務局の方でも新規就農者に対するフォローマニュアルを作成中ですので後日お渡しできるかと思います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-9 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可します。

議長 続きまして議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (所有権移転)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 4 号上程)

事務局 (議案4号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 金額の決定はどのようにして行われているのですか?

事務局 お互いの話で決めてきていただいております。この事業を活用したいという方 が窓口に来られた際には、売買金額などの条件について双方で合意ができてい ることを確認した上で手続きに入ります。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号に賛成の方は挙手を求めま す。

議長 全員賛成という事でうきは市長に報告します。

議長 続きまして議案第5号 非農地判断(非農地証明願い)についてを議題としま す。事務局説明をお願いします。

(議案第5号上程)

事務局 (議案第5号説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

9番 先ほどの説明の通りです。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めま す。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長
それでは報告に入ります。事務局お願いします。

(以下報告)

前記の事項は真	〔実の議事録て	ずあることを証するだ	ため、ここに署名する	5。
議	長			印
議事録署	名者			印
議事録署	名者			<u> </u>